

**第1回岩手県営スポーツ施設指定管理者選定委員会  
(会議録)**

1 日 時 令和7年7月28日(月) 15:03~15:52

2 場 所 トーサイクラシックホール岩手(岩手県民会館)4階 第3会議室

3 出席者

委 員：内城寛子、工藤直樹、新沼司、樋口一男、三浦拓朗(敬称略、五十音順)

事務局：田内総括課長、阿部生涯スポーツ担当課長、工藤主査、杉本主査

4 傍聴者 1名

5 会議の内容

(1) 開会

(2) あいさつ

【事務局】

田内総括課長より挨拶。

(3) 委員紹介

【事務局】

事務局から委員の紹介。

(4) 議題

ア 委員長及び副委員長の選出

【委員】

委員の互選により、委員長に内城委員、副委員長に三浦委員を選出。

イ 指定管理者制度の概要、岩手県営スポーツ施設指定管理者選定に係る基本方針について

【委員長】

それでは、お手元の会議の次第に沿って議事を進めてまいります。まず、「(2) 指定管理者制度の概要」と、「(3) 岩手県営スポーツ施設指定管理者の選定に係る基本方針」について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

資料1及び資料2により、事務局から説明。

**【委員長】**

ただ今、事務局から説明がありました資料1及び資料2について、皆様から御質問、御意見がございましたらお願いします。

**【委員】**

利用料金ですが、現場に赴いてこの料金がこれでいいのかという判断をしなければならないのかなと思い、雫石にある温水プールを利用したのですが、入る時に300円、中に入るとロッカーの使用料がさらに300円。一般の施設のロッカーは100円入れれば戻ってきます。これでは結局600円の入場料金に実質なるんじゃないかと。利用料金がこれでいいのかという疑問がずっとあります。

この施設はロッカーは他の業者から借りて設置しており、それでいいのか、管理者が2者いることになるんじゃないかと思いますがそれでいいのでしょうか。

**【事務局】**

今回審査いただくのは岩手県勤労身体障がい者体育館になります。パラリーナにはロッカーはないと認識しております。温水プールに関しては委員がおっしゃる通りだと思います。条例上はロッカーについては定まっていません。

確かに使う人は使う。使わない人は使わないということになるかと思いますが、研究してみたいと思います。

今回は岩手県勤労身体障がい者体育館に関する指定管理者選定委員会ですのでご理解いただければと思います。

**【委員長】**

他に御意見、御質問はありますか。

**【委員】**

なし

**【委員長】**

ないようですので、次の議事に移ります。

## ウ 岩手県営スポーツ施設指定管理者募集要項等について

### 【委員長】

次に、「(4) 岩手県営スポーツ施設指定管理者募集要項 (案) 及び選定基準等について」について、事務局から説明をお願いします。

### 【事務局】

資料3から資料8により、事務局から説明。

### 【委員長】

ただ今、事務局から説明がありました資料3から資料8について、皆様から御質問、御意見がございましたらお願いします。

### 【委員】

上限額の根拠とそれがどこに反映されるのでしょうか。

### 【事務局】

上限額につきましては、過去の実績を踏まえて積算しております。内訳は人件費や需用費など施設の維持管理等に係る部分となっております。

反映されるのは、資料7の様式第3号の注釈部分になります。

### 【委員】

資料4の1ページ目賃金スライド制導入という記載があったんですが、これは初めて導入するのでしょうか。測る指標に一定以上の変動が見られるというのは、誰がこれを示したりするのでしょうか。

### 【事務局】

賃金スライド制度については、昨年度から実施しています。賃金水準に一定の変動が見られた際に人件費の1%を超えた分について指定管理料に反映することとしています。

### 【委員】

6ページの選定基準について、3の業務実績ですが、スポーツ施設又はこれに類する施設における良好な管理運営を行った実績を有しているか、こういう審査内容があるとこれまでの実績はないけれど新規参入を妨げるんじゃないかという批判があったりします。

実績はないが、新しい企業とか団体が対応できるようにして揃えましたが実績はゼロなんだという話があると、県とかだと市町村で実績を積んでから申請したらいいんじゃないですかという話をして、その辺の見解はそんな感じでいいのか、新規参入を妨げるんじゃないかという批判に大丈夫かなというところを教えてください。

### 【事務局】

審査内容のところ、スポーツ施設又はこれに類する施設における良好な管理運営を行った実績を有しているについて、ここは重要な要素となると思います。新規参入についてはある程度の実績は必要だとは思いますが、委員がおっしゃったような市町村の実績を積みなりそれらに類する施設の管理を行ったという実績を積み上げて実績とするしかないと考えます。

**【委員】**

資料4の5申請資格。指定管理者として申請できる団体は次のとおりです。法人その他団体であること。法人格の有無は問いません。しかし個人では申請できません。これは、最後は納税、申告をしなければならないはずですが、個人はダメ、法人格は問いませんというが、こういう場合税法ではどういう扱いをするかという、1年や半期で確定申告をしなければいけない。それは人格なき社団という税法の規定があるためです。人格なき社団として仕事を始める前に税法上申告・申請をしなければならない、半期あるいは1年で確定申告をしなければならないという規定があるので、それと併せて、法人格ではなく申請をしてきた場合に、人格なき社団として税務署に申請をして確定申告もするという条件にならないと、その辺もチェックした方がよいと思います。

**【事務局】**

そこはチェックさせていただきます。

**【委員】**

資料4の対象人件費計算書（様式1）は今回出してもらおうのでしょうか。

**【事務局】**

確認いたします。

**【委員】**

利用者の改善を要望する声であるとか、利用者の声みたいなものがあると採点評価するときの参考になると思います。

**【事務局】**

岩手県勤労身体障がい者体育館に関しましては、アンケート調査を行っており、概ね良好な回答となっています。

**【委員】**

利用者のアンケートを提示いただくことは可能でしょうか。

**【事務局】**

確認いたします。

**【委員】**

資料4に記載のある対象人件費計算書（様式1）は添付しているのでしょうか。

**【事務局】**

今回は添付していないので、提出時期等も踏まえて確認します。

**【委員長】**

他に御意見、御質問はありますか。

**【委員】**

なし

**【委員長】**

ないようですので、次の議事に移ります。

## (5) その他

### 【委員長】

次に、「(5) その他」について、事務局から説明をお願いします。

### 【事務局】

次回の第2回選定委員会について、今回は、9月下旬の開催を予定しております。別途第2回選定委員会の内容は、プレゼンテーション審査です。具体的な進め方につきましては、1申請者あたり、30分を予定していますが、応募団体数により審査が長時間に及ぶことも想定されますので御了承願います。

### 【委員】

異議なし

### 【委員長】

何か御質問はありますか。

### 【委員】

この委員会はあと何回開催されますか。

### 【事務局】

あと1回。プレゼンテーション審査となります。

### 【委員長】

何か御質問はありますか。

### 【委員】

なし

### 【委員長】

ないようですので、以上をもちまして議事を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

## 6 閉会

### 【事務局】

内城委員長お疲れ様でした。

以上をもって、本日の委員会は終了とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。